

# 電子行政オープンデータ戦略について

平成24年11月26日

内閣官房 情報通信技術(IT)担当室

# 電子行政オープンデータ戦略の概要(1)

「新たな情報通信技術戦略」及び「電子行政推進に関する基本方針」の趣旨に則り、公共データの活用促進のための基本戦略として、「電子行政オープンデータ戦略」を策定(平成24年7月IT戦略本部決定)

## ◆ 意義・目的

- ① **透明性・信頼性向上** → 行政の透明性の向上、行政への国民からの信頼性の向上
- ② **国民参加・官民協働推進** → 創意工夫を活かした公共サービスの迅速かつ効率的な提供、ニーズや価値観の多様化等への対応
- ③ **経済活性化・行政効率化** → 我が国全体の経済活性化、国・地方公共団体の業務効率化、高度化

## ◆ 基本的な方向性

### 【基本原則】

- ① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
- ② 機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること
- ③ 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
- ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

### 【取組対象とする公共データ】

政府が保有するデータ(安全保障に関する情報等公開に適さない情報を除く。)について率先して取組を推進し、独立行政法人、地方公共団体、公益企業等に波及させていく

また、緊急時に有用と考えられる公共データについては早期に取組を進めておくことが重要

# 電子行政オープンデータ戦略の概要(2)

## ◆ 具体的な施策

### 【平成24年度】以下の施策に着手

#### 1 公共データ活用の推進《内閣官房、総務省、経済産業省》

公共データの活用について、各府省、独立行政法人、地方公共団体、民間と連携し、実証事業等を実施

①公共データ活用ニーズの把握 ②データ提供方法等に係る課題の整理、検討 ③民間サービスの開発

#### 2 公共データ活用のための環境整備《内閣官房、関係府省》

官民による実務者会議において、実証事業等の成果を踏まえつつ、公共データ活用のための環境整備を進める

① 公共データ活用のために必要なルール等の整備

② データカタログの整備

③ データ形式・構造等の標準化の推進等

④ 提供機関支援等についての検討

### 【平成25年度以降】

ロードマップに基づき、各種施策の継続、展開《内閣官房、関係府省》

各種施策等の成果を踏まえつつ、公共データの公開等の具体的な取組について可能なものから順次実施《各府省》

## ◆ 推進体制等

### 【推進体制・制度整備】

オープンデータを推進するための体制として、速やかに、官民による実務者会議を設置

①公共データ活用のための環境整備等基本的な事項の検討

②今後実施すべき施策の検討及びロードマップの策定

③各種施策のレビュー及びフォローアップ

《内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省》

### 【電子的提供指針の見直し】

「具体的な施策」の成果を反映するとともに、フォローアップの仕組みを導入し、利用者の要望等を踏まえ、提供する情報の範囲や内容、提供方法を見直す仕組みを確立

《内閣官房、総務省》

## 実務者会議で検討する事項の内容(戦略からの抜粋)

### ① 公共データ活用のために必要なルール等の整備

各府省におけるデータ公開時の著作権の取扱い、利用条件、機械からのアクセスルール、利用者と提供者の責任分界のあり方、機微情報の取扱いのあり方などについて、利用者の利便性と権利者の権利の保護に十分配慮しつつ、公共データ活用のために必要なルール等を整備する。

### ② データカタログの整備

二次利用可能なデータについて、概要、データ形式等のメタ情報を集積したデータカタログを整備する。

また、調査等でニーズが高いことが明らかになった公共データについて、随時、データカタログに反映していく仕組みを検討する。

### ③ データ形式・構造等の標準化の推進等

機械判読や機関・分野横断的な連携・検索を可能とするデータ形式・構造、提供方法等について、その情報の持つ特性や現在の利用状況及び民間の意見を踏まえつつ、標準化を推進するとともに、マニュアル、支援ツール等を整備する。

また、データを類型化し効率的に識別する仕組み、紙媒体やイメージデータ等により管理されているものの二次利用ニーズが高い情報の有効活用方策についても検討する。

### ④ 提供機関支援等についての検討

公共データを提供する機関を支援する観点から、提供機関における公共データ提供に適した業務プロセスへの見直しや公共データ提供に係る手数料等について、課題等の検討、整理を行うとともに、実施可能な施策について検討する。

また、提供機関や利用者への周知・普及方策等についても検討する。

# 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)について

2001年1月 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」制定

## 目的(第1条)

情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、(中略)、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進すること。

## 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の設置(第25条)

本部長： 内閣総理大臣(第28条)

副本部長： 国务大臣(第29条) (運用上はIT担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣)

本部員： 本部長、副本部長を除く全国務大臣及び有識者(第30条)

事務

本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。(第32条)

## 有識者本部員 (任期: 2012年2月～2014年2月)

飯泉 嘉門	徳島県知事
伊藤 穰一	MITメディアラボ所長
金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
三浦 惺	日本電信電話株式会社取締役会長
村井 純	慶應義塾大学環境情報学部長
矢野 薫	日本電気株式会社取締役会長
渡辺 捷昭	トヨタ自動車株式会社相談役

